

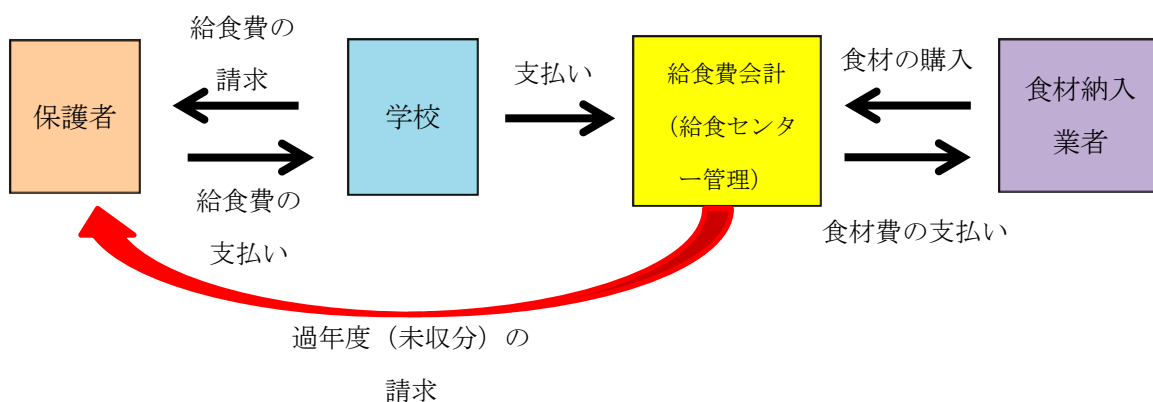
## 学校給食費の公会計化について

北広島市の学校給食は、学校給食法により、給食調理に必要な施設・設備の整備費や光熱費、人件費については市が負担し、食材費については児童生徒の保護者の皆さんに負担していただいています。

これまでの学校給食費の取扱いは、給食を開始した昭和49年から学校ごとに児童生徒の保護者が給食費を納入し、その範囲内で食材を購入・支払いを行う「私会計方式」により運営してきましたが、平成29年度実施の給食分からは、市の歳入歳出予算で管理する「公会計方式」での運営に移行（予定）します。

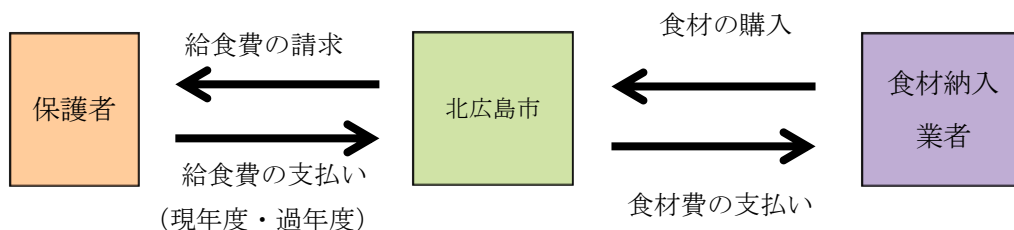
### 【私会計(現在)の仕組み】

私会計においては、学校給食費の管理は、各学校と市（学校給食センター）が連携して実施しています。



### 【公会計の仕組み】

公会計化後においては、学校給食費の管理を、すべて市（学校給食センター）が行います。



## 【条例案の概要】

学校給食費の公会計化にあたり、条例案等を整備します。条例等には、趣旨、学校給食の実施、学校給食費の納付・減額等、児童生徒・保護者等の権利義務に関する事項や市が行う学校給食費の徴収等について規定します。

## 【公会計化の目的】

### 1. 会計処理の透明性が向上

予算、決算、監査等、法に基づく適正な学校給食費の管理運営を行うことによって、学校給食費の取扱いにかかる事故の防止を図ります。

### 2. 給食費負担の公平性が向上

学校給食を運営するうえで、学校給食費の未納は課題の一つです。公会計に移行することで、相談を含めた未納への早期対応を行い、公平な負担を図ります。

### 3. 保護者の利便性が向上

口座振替につきましては、各学校指定の金融機関しか利用できませんでしたが、公会計に移行することで、市の指定する金融機関の中から保護者にとって最も都合のいい金融機関を選択することができます。

### 4. 食材費の予算化により給食が安定

市が食材の購入費を予算化することで、計画に沿った献立を実施し、児童生徒の健やかな成長を図ります。

## 【公会計化に向けての今後の整理】

1. 会計処理方法（会計・契約方法の整理、現在の会計の閉鎖処理と未収金対応等）
2. 徴収管理方法（システムの具体的仕様、転出入の管理、代理納付の取扱い、児童手当からの申出徴収の取扱い等）
3. 学校・保護者への対応（学校との業務分担・連絡体制の整備、保護者等への周知、申込み・口座振替依頼書等の送付、教職員・試食等への対応等）

## 【公会計化のスケジュール（予定）】

平成28年6月～7月	パブリックコメント実施
～平成28年8月	パブリックコメント意見集約・反映・公表
平成28年8～9月	市議会へ関連条例の提案・審議
平成28年10月～	公会計化予算編成・システム構築等新年度に向けた準備
平成29年4月	条例施行、公会計化開始

### 参考 学校給食法(抄)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(経費の負担)

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。